

釧路基署発 0107 第1号  
令和7年1月7日

関係団体 各位

釧路労働基準監督署長  
(公印省略)

令和6年度化学物質管理強調月間の実施について（協力依頼）

平素より、労働安全衛生行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、化学物質の製造又は取り扱いについては、労働安全衛生法の特別規則により規制してきたところですが、規制の対象となっていない化学物質への対策を強化するため、事業者が自ら行う化学物質の危険・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果により、国が定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入し、関係政省令の改正が令和6年4月1日に全面施行されました。

今般、厚生労働省では、これらの化学物質管理について、広く職場における危険・有害な化学物質の管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、「化学物質管理強調月間」（実施期間：令和7年2月1日から2月28日）を創設いたしました。

つきましては、本月間の趣旨を御理解いただき、関係事業者に対する周知啓発等の御協力を賜わりますよう、お願い申し上げます。

担当：第2、3方面 (TEL0154-45-7836)

～正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう～

# 2月は 化学物質管理強調月間 です！

厚生労働省では、広く一般に職場における危険・有害な化学物質の管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理の定着を図るため、「**化学物質管理強調月間**」（実施期間：令和7年2月1日から2月28日）を創設しました。

本月間を契機として、化学物質を製造又は取り扱う事業場において、化学物質に関する危険有害性等の確認や健康障害防止対策の徹底など、化学物質管理活動に積極的に取り組みましょう。

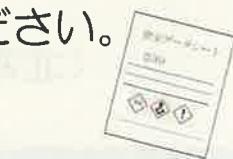
## 1 化学物質管理強調月間 実施要綱 について

本月間において、事業場において取り組む事項等を「**化学物質管理強調月間実施要綱**」で定めています。詳しくは同要綱をご覧ください。

### 【主な取組事項】

- 1 化学物質の安全データシート（SDS）等による危険有害性等の確認
- 2 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- 3 ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等
- 4 化学物質管理の総点検、事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- 5 化学物質管理に関する講習会や化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施 など

実施要綱は、北海道労働局HP・本月間の記事の中に掲載しています。 →



厚生労働省北海道労働局

## 2 化学物質管理に関する自主点検表をご活用ください

本月間の実施に当たり、事業場での化学物質の管理事項に関する自主点検表を作成しましたので、ご活用ください。なお、点検結果により、改善が必要な事項については、改善のための取組をお願いします。



自主点検表は、北海道労働局HP・本

月間の記事の中に掲載しています。→



## 3 化学物質管理に関するオンラインセミナーのご案内

化学物質管理に関する理解を深めていただきため、オンラインセミナーを開催します。ぜひご参加ください。

日 時：令和7年2月28日（金）14:00～15:30

内 容：これからの化学物質管理について

参加方法等：参加無料、オンラインでの実施、定員100名（先着順）

お申し込み等、詳しくはこちらをご覧ください →

（北海道産業保健総合支援センターのHPとなります。）



## 4 化学物質管理に関するウェブサイトをご活用ください。

参考となる以下のウェブサイト等をご活用ください。

◆厚生労働省 化学物質関連ページ（研修動画等もご用意しています。）



◆厚生労働省 職場のあんぜんサイト 化学物質関係ページ



◆労働者健康安全機構 職場の化学物質管理総合サイト

ケミサポ



厚生労働省北海道労働局 (R 6.12)